

江別剣道連盟 級位審査実施要領

1. 審査会は、第一種（十級～五級）、第二種（四級～一級）に分け、各種ごと年間二回実施することとする。
2. 審査員の構成
剣連会長が委嘱する五段以上の審査員、第一種（3名）、第二種（3名）で構成し、第一種が2名以上、第二種が2名以上の同意により合格とする。
3. 受審の手続き
 - 1) 団体毎にまとめて受審申請書と審査料及び登録料を添えて事務局に期限まで提出する。
 - 2) 特例認定受審については、各団体の指導者の判断により学年基準の範囲内で位置付けをして特例申請することができる。ただし、全期間を通じて一人一回のみとする。二回以上申請することはできない。
 - 3) 審査料、登録料については、別に定める。
4. 審査基準
 - 1) 中学二年生で、初段の受験資格を認定することを考慮する。したがって、中学一年生は優秀と認められる者を一級に認定し、初段受審へ結びつける。ただし、小学六年生については、後期審査会で優秀と認められる者を一級に認定する。
 - 2) 基準表の学年基準を超える級の認定は認めない。但し、基準表の中の飛び級については、力量によって認定できる。ただし、前期・後期の基準を厳守する。
 - 3) 一級受審者は、日本剣道形五本の審査を課す。
 - 4) 二級から四級までの受審者は、木刀による剣道基本技稽古法の審査を課す。

申請級	実技実施内容（改正）
二 級	基本 1 から 9 まで
三 級	基本 1 から 6 まで
四 級	基本 1 から 4 まで

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の経過措置として平成 22 年度の取り扱い「後期級位審査会」より適用し、審査内容は次のとおりとする。

申請級	経過措置
二 級	基本 1 から 4 まで
三 級	基本 1 から 3 まで
四 級	基本 1 から 2 まで

- 附則
1. この要領は、平成 18 年 3 月 11 日制定し、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
 2. この要領は、平成 21 年 3 月 14 日改正し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
 3. この要領は、平成 22 年 3 月 22 日改正し、平成 22 年 4 月 1 日施行する。
 4. この要領は、平成 25 年 4 月 1 日施行する。